

65歳以上の

皆で支える介護のかけはし 平成28年度の介護保険料を確定

平成28年度の市県民税と平成27年分の所得が確定したことに
より、平成28年度の65歳以上の方の介護保険料額の本算定を行
いました。7月中旬に納入通知書を送付しますのでご確認ください。
さい。

●保険料の決め方

保険料の基準額は、市全体
の介護サービスにかかる費用
などに応じて決まります。
●甲賀市の基準額
月額5,070円
(年額60,840円)
基準額をもとに、所得に応
じた「所得段階保険料」を設
定しています。

●保険料の納め方

●特別徴収
老齢年金、遺族年金、障害
年金の額が年間18万円以上の
方は年金からあらかじめ差し
引きます。通知には来年度(平
成29年4・6・8月)の仮徴
収額もあわせて記載されてい
ます。

●普通徴収
特別徴収とならない方は、

納付書または口座振替で納め
ます。(65歳に到達したとき
転入したときなどは特別徴収
になるまでに半年〜1年かか
るため、それまでは普通徴収
で納めていただきます。)
通知とともに年間分の納
付書をまとめて送付しますの
で、納付書の期別および納期
限にご留意のうえ、ご納付く
ださい。

※介護保険料の年額が確定し
た後でも、本人および世帯
員の所得や課税状況に変更
が生じたり、資格に異動が
あった場合など、年額や徴
収方法が変更となる場合が
あります。

問い合わせ
長寿福祉課 介護保険係
☎65-0688 / ☎63-4085

段階	世帯本人	対象者	年間保険料額
第1段階	世帯非課税	生活保護受給者の人 ・老齢福祉年金受給者であって本人および世帯全員が市民税非課税の人 ・本人および世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	26,160円
第2段階	本人非課税	本人および世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超えて120万円以下の人	38,328円
第3段階	本人非課税	本人および世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円を超える人	45,624円
第4段階	世帯課税	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	52,920円
第5段階	世帯課税	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超える人	60,840円
第6段階	本人課税	本人市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の人	68,748円
第7段階	本人課税	本人市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	76,044円
第8段階	本人課税	本人市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	91,260円
第9段階	本人課税	本人市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	106,464円
第10段階	本人課税	本人市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	121,680円
第11段階	本人課税	本人市民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上1000万円未満の人	136,884円
第12段階	本人課税	本人市民税課税で、前年の合計所得金額が1000万円以上の人	152,100円

平成28年度

いつまでも元気で暮らすために 後期高齢者医療保険料を決定

平成27年分の所得が確定したことにより、後期高齢者医療保険料の本算定を行いました。
お一人ごとの保険料の額や、納付方法については7月中旬に郵便でお知らせします。

●保険料率の改定について

高齢化の進展や医療の高度
化などにより医療費は年々増
加しています。医療費に見合
う保険料収入を確保し、健全
な制度運営を行うため、保険
料率を次のように改定します。

●年間保険料額の算定は？

年間保険料額は次の計算式
で算定します。

保険料額の計算式

年間保険料 (上限額57万円)
||
均等割額 45,242円
+
所得割額
平成27年中の総所得金額等 × 所得割率
- 基礎控除額 (33万円) × 8.94%

※所得の低い方や、被保険者となる前日に職
場の健康保険の被扶養者だった方には、保
険料の軽減があります。

★保険料の納め忘れは ありませんか？

国保や社会保険から後期
高齢者医療保険に加入され
たときや特別徴収から普通
徴収にきりかわったときなど
は、これまでと納付方法が変
わることから、納め忘れにな
ることがあります。お一人お
ひとりが納めていただく保険
料は、健全な制度運営のため
の貴重な財源です。納め忘
れがないか今一度ご確認ください。
また、保険料の未納が続
きますと、保険証の有効期限が
短くなる場合があります。納
付が難しい場合は必ずご相談
ください。

区分	保険料率	
	改定前	改定後
均等割額	44,886円	45,242円
所得割率	8.73%	8.94%
年間保険料の 上限額	57万円	57万円 (変更なし)

●保険料の納付方法

1 特別徴収
年6回の年金の定期払いの
際に、年金の受給額から保険
料をお支払いいただけます。
2 普通徴収
納付書または、口座振替で
お支払いいただけます。

問い合わせ
保険年金課 後期高齢者医療係
☎65-0688 / ☎63-4618

50歳未満
まで拡充

平成28年度 国民年金保険料の免除・猶予申請を受付開始

国民年金には、経済的な理由で保険料を納めることが困難な方に、申請により保険料の納付が免除・猶予される制度があります。保険料の免除・猶予を希望される方は申請手続きが必要です。

●申請場所

保険年金課、旧支所である土山・甲賀大原・甲南第一・
信楽地域市民センター、草津年金事務所国民年金課

●申請に必要なもの

- 年金手帳(お持ちの方)
- 印鑑
- 雇用保険離職票もしくは雇用保険受給資格者証(退職された方のみ)

●その他

- 免除・納付猶予での「年度」は、7月から翌6月までです。
- 納付猶予制度については、30歳未満の方が対象でしたが、平成28年7月から制度が改正され、対象が50歳未満の方に広がりました。

- 学生である(であった)期間は「学生納付特例制度」をご利用ください。

申請期限が迫っている保険料	
(保険料) 年月分	申請期限
平成26年6月分	平成28年 7月29日 (金)
平成26年7月分	平成28年 9月 1日 (木)
平成26年8月分	平成28年 9月30日 (金)
平成26年9月分	平成28年10月31日 (月)

※免除・納付猶予の申請は、申請時から2年1カ月前までの
期間について、さかのぼって申請することができますが、
申請を希望される方は速やかに手続きをしてください。
詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ
草津年金事務所国民年金課 ☎077-567-2220
保険年金課 国保年金係 ☎65-0688 / ☎63-4618

参議院議員通常選挙 みんなで 投票しましょう

- ◆投票日 7月10日(日)
7時から20時まで(鮎河、大河原、田
代、畑の投票所は19時まで)
- ◆投票の種類 2種類
(選挙区選挙、比例代表選挙)
●次の投票所は変更となります。
●貴生川小学校体育館
↓貴生川小学校多目的室
●田代草の根ハウス↓田代交流館
- 当日投票に行けない方は期日前投票
や不在者投票をご利用いただけます。

期日前投票所

- 水口社会福祉センター(水口期日前
投票所を変更しています)
- 土山地域市民センター(※)
- 甲賀大原地域市民センター(※)
- 市役所甲南庁舎(※)
- 信楽地域市民センター(※)
- ※7月2日(土)から
- 受付 8時30分から20時まで
- 入場券(はがき)の宣誓書をご記入の
上、お持ちください。

問い合わせ
選挙管理委員会事務局
☎65-0667 / ☎63-4561